

滞納市税でお悩みのかた



税務課管理収納係 ☎ ㊟ 1132 特別滞納整理係 ☎ ㊟ 1136
伊勢県税事務所納税課 ☎ 0596 ㊟ 5127

県・市町による 共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2か月を「差押強化月間」と定め、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納の状態をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ、公売などの不利益を受けることになるため、早めに窓口や電話で相談してください。

滞納市税に対する取り組み

納付することができなくてもかわらず納期限を過ぎても市税などを納付していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先や取引先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理を集中的に行ったり、三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。



三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事業を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

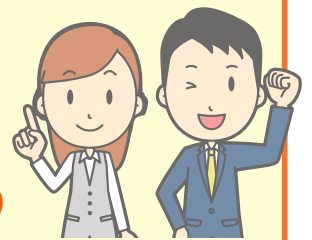
鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

三重地方税管理回収機構への移管状況

年 度	移管件数	徴収額
平成 29 年度	15 件	16,403,371 円
平成 30 年度	12 件	14,154,797 円
令和元年度	11 件	29,425,210 円

平成16年の機構設立以降に移管した案件は、延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

放置しないで 早めに相談しましょう



けがや病気、失業、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなど、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については税務課（鳥羽市役所西庁舎2階（旧鳥羽市民文化会館））、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

※税務課では、事前に予約すると平日（祝日を除く）の午後8時まで「夜間納税相談窓口」を利用していただくことができます。放置しないで、窓口や電話で早めに相談をしてください。

国民健康保険税の減免申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が大きく減少したかたを対象に、保険税の減免申請を受け付けています。

主) の令和2年の収入見込みが令和元年の収入より3割以上減少しているかたです。
くわしくは、税務課市民税係(☎㊟1134)まで問い合わせてください。

減免対象は、国民健康保険の加入者で生計維持者(世帯